

正社員転換制度規程

第1条（総則）

この規程は、パートタイマーの正社員転換制度の運用について定めたものである。

第2条（転換の条件）

正社員に転換することのできるパートタイマーは、本人が転換を希望し、かつ転換試験に合格した者とする。

第3条（転換試験の受験資格）

正社員転換試験の受験資格は以下の各号のすべてを満たした者に与える。

勤続年数満5年以上

フルタイム勤務できること

過去2回の人事評価において連続して「A」以上の結果を得ていること

心身ともに健康であり、職務に対する意欲があること

全国各地への転居を伴う異動を受け入れることができること

直属上司の推薦があること

第4条（正社員転換試験）

正社員転換試験の内容は以下のとおりとする。

一般常識に関する筆記試験

業務知識に関する筆記試験

人事担当役員による面接試験

第5条（申請の受付）

1. 正社員への転換申請は毎年 月 日から 日の間に受け付ける。
2. 正社員への転換を希望するパートタイマーは、この期間に転換の申請を、所属長を通じて総務部に行うものとする。

第6条（審査、試験の実施）

1. 正社員への転換申請があったとき、会社は第3条に定める要件を満たしているか否かを審査し、適格者に対して 月中に転換試験を行う。
2. 試験の合否は、同月中に書面により本人に通知する。

第7条（辞令）

正社員への転換を認めたパートタイマーに対しては、 月 日付けで社員採用辞令を発令する。

第8条（労働条件）

1. 正社員に転換した者の労働時間・休日・休暇その他の労働条件は、正社員就業規則の定めるところによる。

2. 年次有給休暇の勤続年数の算定においては、パートタイマー中の勤続年数を通算する。

付 則

この規程は 年 月 日より施行する。